

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

（奈良市決定）

都市計画学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画を次のように変更する。（平成30年6月22日変更）

名 称	学研奈良登美ヶ丘駅西部住宅地地区計画	
位 置	奈良市中登美ヶ丘五丁目、中登美ヶ丘六丁目及び二名町の各一部	
面 積	約 15.7 ha	
区域の 整備・ 開発及 び保全 に関する 方針	地区計画の 目標	<p>本地区は、大阪近郊の良好な住宅地として発展してきた市の西部地区の北端にあり、平成18年3月に開業した近鉄けいはんな線学研奈良登美ヶ丘駅西方の徒歩圏内に位置している。</p> <p>学研奈良登美ヶ丘駅周辺では、地域の生活拠点として地域の利便性の高い暮らしを支援する都市機能の充実をめざした整備がすすめられている。</p> <p>本区域においては、徒歩圏内に鉄道の始発駅や日常生活に必要な各種施設がそろそろ立地条件を生かし、多様な居住ニーズに対応し、多様な世代が暮らせる住宅地の形成と人が“歩いて快適なこと”を最優先にしたまちづくりが進められている。</p> <p>本地区計画は、良好な居住環境を形成し、快適に暮らせるまちづくりを進めることを目標とする。</p>
	土地利用の 方針	<p>低層戸建住宅地を主体とした良好な居住環境の形成を図り、その維持・保全に努める。</p> <p>また、建築物の敷地の空地には、積極的な緑化を図り、緑豊かな街並みを形成する。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>土地区画整理事業により整備が行われる道路及び公園等を適正に配置し、整備された道路及び公園等の機能・環境が損なわれないよう維持、保全を図る。</p> <p>また、快適で安全性の高い歩行者空間を形成する歩行者専用道路及び公共空地（広場）を設置する。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>低層戸建住宅を主体とした良好な居住環境を形成し、その維持・保全を図るため、建築物の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度を定める。</p>
地区 整備 計画	建築物の 用途の 制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下同じ。）</p> <p>(2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のアからオまでの一に掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）</p> <p>ア 事務所（汚物運搬用自動車又は危険物運搬用自動車のための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）</p> <p>イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店</p> <p>ウ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>エ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房（原</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）</p> <p>オ 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>(3) 次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅</p> <p>ア 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>イ 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。）</p> <p>(4) 近隣に居住する者の利用に供するために設けられる公民館及び集会所</p> <p>(5) 巡査派出所</p> <p>(6) 公園に設けられる公衆便所及び休憩所</p> <p>(7) 路線バスの停留所の上家</p> <p>(8) 前各号の建築物に附属するもの（次のアからエまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ア 自動車車庫で当該自動車車庫の床面積の合計に同一敷地内にある建築物に附属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積（当該築造面積が50平方メートル以下である場合には、その値を減じた値）を加えた値が600平方メートル（同一敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計が600平方メートル以下の場合においては、当該延べ面積の合計）を超えるもの</p> <p>イ. 自動車車庫で2階以上の部分にあるもの</p> <p>ウ. 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>エ. 別表第1に定める数量を超える危険物（同表に数量の定めのない場合にあってはその数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第一石油類、アルコール類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類を除く。）の貯蔵又は処理に供する建築物</p>
	建築物の敷地面積の最低限度	<p>200平方メートル。ただし、次の各号に掲げる建築物の敷地については、この限りでない。</p> <p>(1) 巡査派出所</p> <p>(2) 公園に設けられる公衆便所又は休憩所</p> <p>(3) 路線バスの停留所の上家</p>
区域は、計画図に表示のとおり。		

別表第1

危険物		数量		
火薬類取締法 (昭和25年法律第149号)に定める火薬類(玩具煙火を除く。)	火薬	20キログラム		
	爆薬			
	工業雷管、電気雷管及び信号雷管			
	銃用雷管	30,000個		
	実包及び空包	2,000個		
	信管及び火管			
	導爆線			
	導火線	1キロメートル		
	電気導火線			
	信号炎管、信号火箭及び煙火	25キログラム		
その他の火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料をなす火薬又は爆薬の数量に応じて、火薬又は爆薬の数量のそれぞれの限度による。			
マッチ	15マッチトン			
圧縮ガス	350立方メートル			
液化ガス	3.5トン			
可燃性ガス	35立方メートル			
消防法 (昭和23年法律第186号)第2条第7項に規定する危険物	第一類	第一種酸化性固体	50キログラム	
		第二種酸化性固体	300キログラム	
		第三種酸化性固体	1,000キログラム	
	第二類	硫化りん	100キログラム	
		赤りん	100キログラム	
		硫黄	100キログラム	
			第一種可燃性固体	100キログラム
		鉄粉	500キログラム	
			第二種可燃性固体	500キログラム
		引火性固体	1,000キログラム	
	第三類	カリウム	10キログラム	
		ナトリウム	10キログラム	
		アルキルアルミニウム	10キログラム	
		アルキルチウム	10キログラム	
			第一種自然発火性物質及び禁水性物質	10キログラム
		黄りん	20キログラム	
			第二種自然発火性物質及び禁水性物質	50キログラム
		第三種自然発火性物質及び禁水性物質	300キログラム	
	第四類	特殊引火物	50リットル	
		第一石油類	非水溶性液体	1,000リットル
			水溶性液体	2,000リットル
		アルコール類		400リットル
		第二石油類	非水溶性液体	5,000リットル
			水溶性液体	10,000リットル
		第三石油類	非水溶性液体	10,000リットル
			水溶性液体	20,000リットル
	第四石油類	30,000リットル		
	動植物油類	10,000リットル		
	第五類		第一種自己反応性物質	10キログラム
		第二種自己反応性物質	100キログラム	
第六類		300キログラム		
<p>1 この表において、圧縮ガス及び可燃性ガスの容積の数値は、温度が零度で、かつ、気圧が水銀柱で760ミリメートルの状態に換算した数値とする。</p> <p>2 土木工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び可燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は、無制限とする。</p> <p>3 この表において、消防法第2条第7項に規定する危険物の区分は、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)別表第3の類別欄に掲げる類、同表の品名欄に掲げる品名及び同表の性質欄に掲げる性状による区分とする。</p> <p>4 この表に掲げる危険物の2種類以上を同一の建築物に貯蔵しようとする場合においては、この表に定める危険物の数量の限度は、それぞれ当該各項の危険物の数量の限度の数値で貯蔵しようとする危険物の数値を除し、それらの商を加えた数値が1である場合とする。ただし、この表に掲げる火薬類の貯蔵については、この限りでない。</p>				

